

## 物品売買契約書 (案)

沖縄県 (以下「甲」という) が次の物品を購入し、  
(以下「乙」という) がこれを売却すること  
について、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

品名・規格 土壌物理性分析装置一式

①広域土壌 pF測定器、②土壌団粒分析器恒温式、③デジタル土壌透水性測定器  
5点式

数量 各一式

第 1 条 納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 1 納入期限 令和 8 年 1 月 30 日 (金)
- 2 納入場所 沖縄県農業研究センター (沖縄県糸満市字真壁 820 番地)  
研究棟 3 階土壌物理実験室

3 契約金額 ( ¥  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥  
(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法  
第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額  
である。 )

- 4 契約保証金額 沖縄県沖縄県財務規則第 101 条第 1 項に基づき契約金額の 100  
分の 10 以上とする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各  
号に該当する場合には、免除できる。

第 2 条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品の持込みと  
同時に納品書を提出しなければならない。

- 2 納入のため持込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

第 3 条 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ納入することができない。検査に要する  
費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は、立会いをしないと  
きは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第 4 条 乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入  
しなければならない。

- 2 前項の場合、甲は 1 回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めること  
ができる。この代品納入又は手直しができたときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。

第5条 乙は、納入物品の引渡後1年間は、その隠れたかしについて無償でこれを補償し、又は取り替える責任を負わなければならない。

第6条 乙が、かしの補修又は取替に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このため乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第9条の違約金を免除することができる。

第8条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲が自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に定められた率により計算した遅延利息を甲に請求することができるものとする。

第9条 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは遅滞日数に応じ未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第109条第1項に基づく割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第10条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不相当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第 13 条 乙は、本契約に関して、暴力団や暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第 14 条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 15 条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事実でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第 16 条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）を守るものとし、疑義を生じたときは、甲、乙協議するものとする。この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し双方記名押印して各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県糸満市字真壁 820  
沖縄県農業研究センター  
所長 比嘉 淳

乙